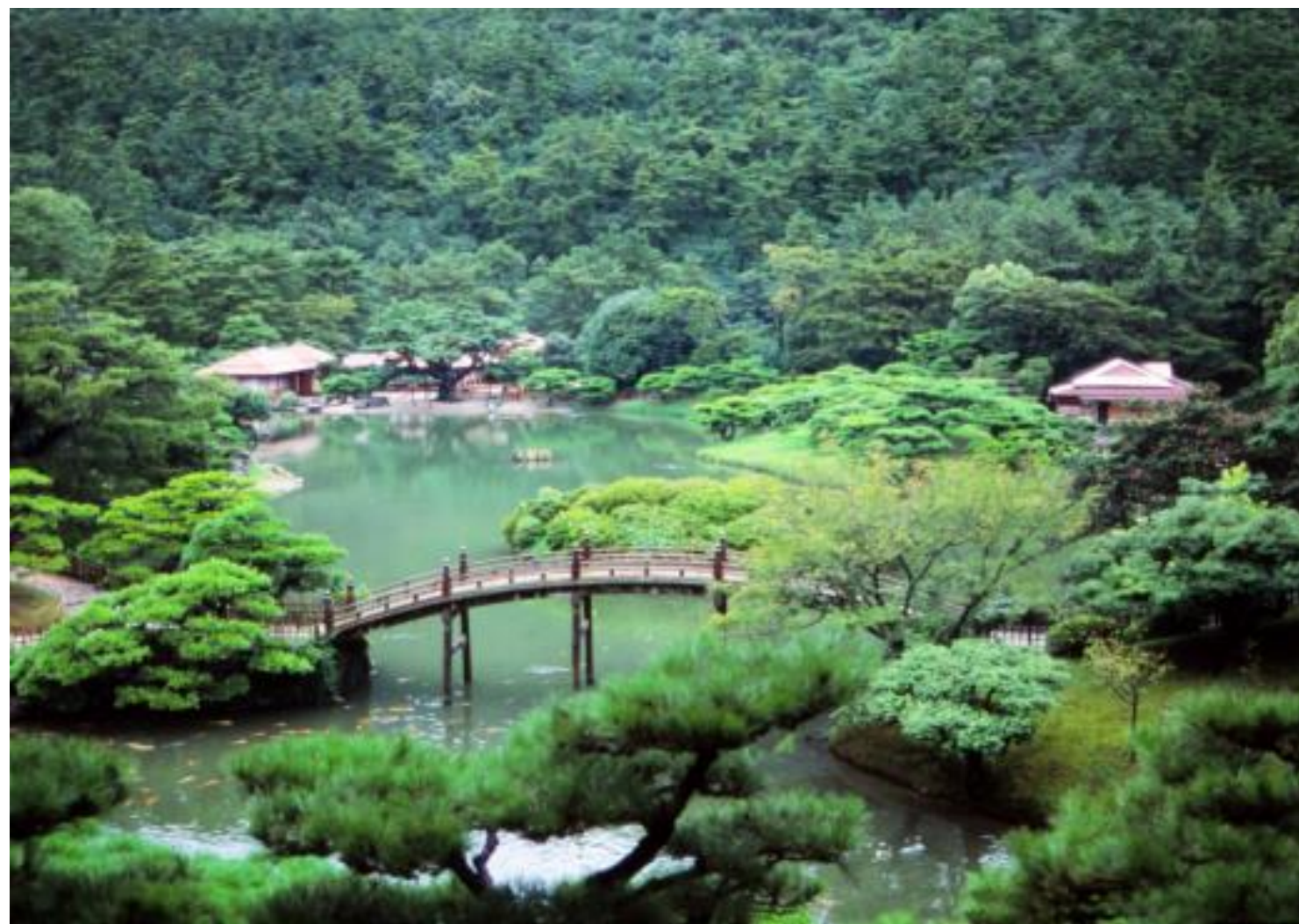


1



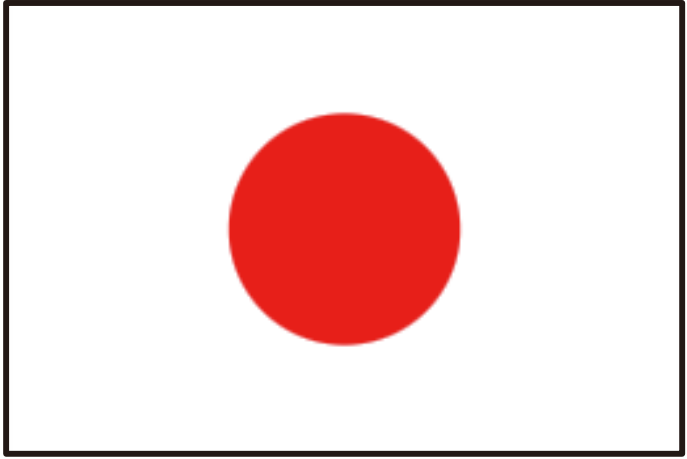
インバウンド観光振興政策

世界ブランド SETOUCHI を抱える香川県



©山口啓介「歩く方舟」
Photo: Kimito Takahashi

日米欧のバッテリーに関する新ルール

	ルール名（通称）	ルールの特筆事項
	インフレ抑制法	<ul style="list-style-type: none"> 北米で最終組立された新車EVを購入する際、電池材料・部品の北米又はFTA締約国からの調達割合が高いものを対象に上限7,500ドルの税制優遇措置（※1） 中露などの「懸念外国事業体」は対象外（※2）
	欧州バッテリー規則案	<p>以下の要件（抜粋）を加盟国に強制適用する</p> <ul style="list-style-type: none"> 製造・廃棄時の温室効果ガス排出量（カーボンフットプリント（CFP））の表示義務の導入（⇒CFPが一定以上の電池の輸入禁止の恐れ） リサイクル材の使用義務の導入
	経済安全保障推進法に基づく支援策	<ul style="list-style-type: none"> 「特定重要物資」の指定に伴い、供給確保計画の認定事業者に対して、総額3,316億円の財政支援を措置 バッテリーの生産設備支援は国内工場に限るが、外国産品の排除規定はない

※1 以下の要件（抜粋）を満たせばEV購入時に税額控除となる。

①車両の最終組立が「北米」域内であること（必須要件） ②次の要件を満たすとそれぞれ**3,750ドル控除**となる。

(1)電池材料の重要鉱物のうち、調達価格の40%（段階的に引上）が、「米国」又は「FTA締結国」で採掘・加工されていること、又は「北米」域内でリサイクルされていること

(2)電池用部品の50%（段階的に引上）が「北米」域内で製造・組立されていること

※2 「懸念外国事業体」（北朝鮮、中国、ロシア、イラン）により、車両の電池に含まれる重要鉱物が抽出・加工・リサイクルされたもの、又は電池に含まれる部品のいずれかが組立又は製造されたものは対象除外とする。

欧米の域内優遇策に比べ、日本は出遅れ

2 地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり モデル観光地 11地域

